

三島市指定地域密着型サービス等の事業及び事業者の指定等の 基準を定める条例案の概要について

1 条例制定の背景

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために、義務付け・枠付けを見直すという趣旨を踏まえた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）」が平成23年4月28日に、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）」が平成23年6月15日に制定されました。

その中で、介護保険法等について所要の改正が行われ、これまで介護保険法等に定められていた事業者の指定に関する基準の一部や厚生労働省令で定められていたサービスに係る基準を、都道府県や市町村の条例で定めることとなりましたので、本市においても条例の制定作業を進めており、平成25年4月1日の施行に向けて取り組んでいます。

2 根拠法令（抜粋）

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第78条の2 第42条の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあつては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であつて市町村の条例で定める数であるものの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

2、3 （略）

4 市町村長は、第1項の申請があつた場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあつては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)～(12) （略）

5 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

6～11 （略）

※介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 10 の 2
法第 78 条の 2 第 5 項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(2) 介護保険法第 78 条の 4

（指定地域密着型サービスの事業の基準）

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

4～8 （略）

(3) 介護保険法第 115 条の 12

（指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定）

第115条の12 （略）

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)～(12) （略）

3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4～7 （略）

※介護保険法施行規則第 140 条の 27 の 2

法第 115 条の 12 第 3 項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(4) 介護保険法第 115 条の 14

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準)

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型介護予防サービスの事業(第3号に規定する事業を除く。)に係る利用定員

4～8 (略)

(5) 平成 18 年厚生労働省令第 34 号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

(6) 平成 18 年厚生労働省令第 36 号

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

3 基準の類型

条例の制定にあたっては、次の表に掲げる内容に基づく必要があります。

基準の類型	内容	省令における該当項目 (平成18年厚生労働省令第34、36号関連)
「従うべき基準」 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの	条例の内容を直接的に拘束する、必ず適用しなければならない基準であり、異なる内容を定めることは許されないもの(当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許容)	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者に係る基準及び当該従業者の員数 ・居室又は宿泊室の床面積 ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護(介護予防を含む)の事業に係る利用定員 ・事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者又は要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
「標準」 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの	法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員(小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護(介護予防を含む)の事業に係る利用定員を除く。)
「参酌すべき基準」 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの	地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の事項

4 条例制定の方向性

本市における条例制定にあたり、根拠法令の中で「厚生労働省令で定める基準に従い定める」又は「厚生労働省令で定める基準を標準として定める」とされている基準については、厚生労働省令の基準のとおり規定します。

また、「厚生労働省令で定める基準を参酌する」とされている基準については、現行法令の内容を十分考慮した上で、市独自の基準を定めることが可能となっていますが、現状では、本市の実情に省令と異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、原則として、省令が示している基準をもって、本市の基準とする条例案とします。

ただし、今後、パブリック・コメントや関係者の意見聴取等を経て、現行の省令の基準と異なる規定の必要性を検証し、条例案を取りまとめることとします。

◎指定基準の要点のみ抜粋した基準の一覧表

- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(資料1)
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(資料2)

5 制定する条例（案）

(1) （仮称）三島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

- ・介護保険法第78条の4に基づく基準について定めます。
- ・「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

(2) （仮称）三島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

- ・介護保険法第115条の14に基づく基準について定めます。
- ・「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」は、厚生労働省令の規定どおり定めます。

(3) （仮称）三島市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例

- ・介護保険法第78条の2及び第115条の12に基づく基準について定めます。
- ・「従うべき基準」である申請者の資格は、厚生労働省令の規定どおり「法人」である者と定めます。
- ・「参酌すべき基準」である地域密着型介護老人福祉施設の入所定員については、従前の法令を適切なものと判断し、従前の法令どおり「29人以下」と定めます。